



中津市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和8年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年3月24日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 清掃施設課
人権・同和対策課
情報デジタル推進課
会計課
清掃管理課
保険年金課
2. 監査の対象期間 令和6年度分
3. 監査の実施期間 令和8年1月14日～令和8年3月24日
4. 監査を実施した監査委員 岡 雅 一 ・ 木ノ下 素 信

5. 監査の着眼点及び実施方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和8年3月31日(火)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【清掃施設課】

(指摘事項)

(1) 契約事務について

(随意契約チェックシート)

修繕業務等で多くの随意契約を行っているが、随意契約チェックシートがほとんど添付されていない。前回の定期監査にも同様の指摘を行っているが改善が図られていない。中津市随意契約ガイドラインを遵守し、必ずチェックシートの作成及び添付するよう徹底されたい。

(2) 契約事務について

(昇降機保守点検委託業務)

毎月実施される昇降機保守点検委託業務の報告書において、年間を通じ機械室扉前の荷物を移動させるよう指摘を受けているが、全く対応を講じていない。建築基準法や消防法等により禁止されている行為であり、緊急時の保守対応の妨げや重大な事故につながるおそれがあり非常に危険な状態である。特にごみ処理施設においては、火災など一般の施設以上に安全対策に配慮することが求められることから、市民と職員の安全確保のため速やかに適切な対応を図られたい。

(3) 財産管理事務について

(中津市クリーンプラザ等の財産管理)

ごみ広域処理のための新工場建設が予定されているところであるが、旧塵芥処理工場は現中津市クリーンプラザの一部として管理されている状況である。新工場の供用開始後の中津市クリーンプラザ及び旧塵芥清掃工場の解体、再利用等の財産管理の方針について、早急に検討し計画を策定されたい。

【人権・同和対策課】

(指摘事項)

(1)支出事務について

(通信運搬費)

令和5年3月末時点で延べ2,342枚、総額で212,036円分の切手を保有している。

(※令和6年度では延べ24枚、総額で2,230円分だけを使用。)

切手は換金可能で現金と同様の管理が求められることから、公金の適切な執行の観点からも過剰な保有は控え、文書発送は後納郵便ではなく保有している切手を先に使用して適正な在庫管理に努められたい。

(2)契約事務について

(随意契約)

修繕業務や委託業務などの随意契約において、必要書類（見積書、随意契約チェックシート、随意契約理由書など）が欠如している契約が多数見受けられる。

中津市契約事務マニュアル、中津市随意契約ガイドライン及び中津市会計事務マニュアルに基づき、適切な事務を遂行されたい。

(3)その他

(市内出張命令簿)

市内出張命令簿1ヶ月分をまとめてパソコン入力により作成している。

今後は中津市職員等の旅費に関する条例施行規則を順守し、その都度記載して主幹（センター長）の決裁をもらうよう事務処理を改められたい。

【情報デジタル推進課】

(指摘事項)

(1) 支出事務について

(なかつ情報プラザ修繕料)

指定管理施設「なかつ情報プラザの管理運営に関する基本協定書」第17条第2項では「管理施設(設備等を含む。)の修繕については、1件20万円未満の場合は、乙が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき20万円以上の場合は、甲と協議するものとする」と定められているが、1件20万円未満の修繕について市の予算で執行している事例が複数見受けられた。

特に理由書や協議の結果など添付されていないが、1件20万円未満の修繕を市の予算から支払った理由を示されたい。

(2) 契約事務について

(なかつ情報プラザ修繕契約)

指定管理施設の駐車場修繕業務契約において、予定価格が50万円未満との理由により、舗装修繕業務と区画線修繕業務それぞれ3者の競争見積による随意契約を行っていた。一つの修繕業務として一括発注にすれば契約金額をもっと抑えることも可能だったと考えるが、分割発注にした理由を示されたい。

(3) その他について

(文書管理)

中津市文書取扱規程に定められている文書管理方法が順守されていない事例が見受けられた。規程に則り適切な文書管理に努められたい。

なお、今後DXを推進するにあたっては、運用の変更に先立ち、その根拠となる規程の整備を完了させておく必要がある。現状のデジタル運用と乖離しているところは、規程の改正に向けて総務課と協議されたい。

【会計課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

【清掃管理課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

【保険年金課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。